

令和8年度吹田市健康医療部保健医療総務室会計年度任用職員（保健師）募集要項

1 募集職種

保健師

2 主な勤務内容

医療政策に関する業務（地域医療や健康危機管理に係る施策の企画、調整及び推進に関する業務等）

3 募集人数

1人

4 受験資格

保健師免許を有する者

ただし、以下の欠格条項のいずれかに該当する人は受験できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 勤務条件

任用期間	令和8年6月5日から令和9年3月31日まで ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	月曜日から金曜日まで 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。
勤務時間	1日7時間45分 9時から17時30分まで（休憩時間45分） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
勤務場所	吹田市保健所（吹田市出口町19-3）
給与	日額 14,192円（地域手当等を含む） ※勤務形態に応じて支給 ※今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。（その他、一定条件のもと退職手当の支給があります。）
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与（最大10日）
社会保険	共済組合（短期）・厚生年金・雇用保険等 （フルタイム勤務が継続して1年を超えた場合は、共済組合（長期）の可能性あり。）
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

	任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。 一次的な業務繁忙等により他室課への協力要請がある場合や、災害・感染症対応等で臨時的な応援体制を構築する必要がある場合、他所属での応援業務に従事する可能性があります。
--	--

6 採用試験
面接（個別）

7 応募手続

(1) 申込先

吹田市健康医療部保健医療総務室医療政策グループ（吹田市保健所内）

住所：〒564-0072 吹田市出口町 19-3

電話：06-6339-2225

(2) 申込期日

随時

(3) 選考方法

面接（個別）

(4) 手続方法

保健師免許の写しと3か月以内に撮影した写真（正面向き、本人と確認できるもの）を貼付した履歴書を直接持参か郵送で上記申込先に提出してください。

(5) 結果通知

面接日以降おおむね1週間以内に電話で連絡します。

- ※1 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消することがあります。
- ※2 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。
- ※4 任用されない場合でも履歴書等の提出書類は一切お返ししません。